

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。  
養女チー（猫）の名前は入っていません。

## 謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

さて、2023年は新型コロナウイルスの感染は終息することなく相変わらず猛威を振るいましたが、政府は感染症法上の位置付けが2類から5類に変更になったことにより、感染者への外出自粛要請がなくなり、コロナ禍以前のような賑わいが戻って来ました。それと共に、治療費が他の病気と同じように自己負担を求められるようになりました。予防接種も来年度からは有料になります。政府の真の狙いは政府の財政支出を抑えて、国民負担を増やすことにあったのではないかと疑われます。

また世界に目を向けると、10月7日にイスラム過激派ハマスがイスラエルで民間人を狙った大規模なテロを行い約2千人の民間人を虐殺し、イスラエルの軍事行動を誘発しました。イスラエルはハマス壊滅に向け、ハマスがパレスチナの民間人を人間の盾として利用している以上、民間人が巻き込まれてもやむを得ないとの姿勢で、10倍返しを行っています。ロシアのウクライナ侵略戦争といい、戦争が起こると必然的に民間人に犠牲が出ており、武力以外の方法による紛争解決をはかって欲しいものです。

一方我が家では、12月に父が他界しました。愚妻はこれで年賀状を出さなくても良くなった思ったようですが、我が家は浄土真宗ですので、喪中という概念自体がなく、喪に服することなく、普通の生活を送っています。



さて、創立20周年記念事業の線路沿いの旅は、漸く兵庫県と岡山県の県境を越えて岡山県備前市の三石駅まで到達ことができました。残すところ、岡山県と広島県の54駅22.4営業kmとなりました。

また、創立25周年事業の方は、老体に鞭打って全国行脚をおこない、ハーフマラソン49回、フルマラソン29回完走を達成しました。その結果、マラソン全国制覇計画は、47都道府県中39都道府県まで数を増やし、残すところ8県となりました。体力が残っているうちに全国制覇を成し遂げたいものです。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

#### 《先月のチーたん》



我が家の末娘チー（養女になった猫）は、以前は固形の総合栄養食ドライフード、通称カリカリ以外はチュールしか食べませんでした。最近ではパウチフードも食べるようになりました。しかし、食べるのはマグロだけでツナや鶏のササミなどは一切口にしません。私は毎朝、チー

たんの食器を洗っているのですが、私が台所に立って食器を洗い始めると私の側にやってきてパウチフードをねだります。チーたんは毎朝、愚妻からチュールを貰っているのです

が、その直ぐ後でも私にマグロをねだります。人が違えば、また好物が貰えると思っているチーたんです。

## 隣地使用権について

隣の土地へ隣地所有者の承諾なく立ち入ることは原則としてできませんが、昨年4月1日の民法改正により、例外として隣地使用権という権利が認められるようになり、この場合には立ち入ることができるようになりました。改正された民法第209条は、①境界又はその付近における障壁又は建物・工作物の築造・収去・修繕、②境界標の調査・境界に関する測量、③隣地の竹木の枝が境界線を越えている場合に隣地所有者が請求を受けても切り取らなかつたり、所有者が不明であったり、急迫の事情がある場合には、隣地を使用することが権利として認められました。この隣地使用権を行使する場合には、隣接地所有者の承諾がなくても立ち入ることができるようになりましたが、予め隣地の使用を通知し、損害を与えた場合には償金を支払わなければなりません。権利だとは言っても、穏やかに隣地の使用について、円満なお隣関係を維持するために、丁寧に使用のお願いをした方がよいことは言うまでもありません。

## 先月の出来事と今後の予定

(1) 先月(2023年12月)の出来事

3日(日) 国宝松江城マラソン(松江市)

4日(月) 島根県司法書士会益田支部 研修会

19日(火) 島根県司法書士会 総合相談センター 電話法律相談 相談員

20日(水) 益田市成年後見人受任調整会議

21日(木) 島根県司法書士会 司法書士総合相談センター 法律相談 相談員

益田アサヒほろにが会

28日(木) 仕事納

忘年会

(2) 今月(2024年1月)の予定

- 5日(金) 仕事始め
- 10日(水) 益田市成年後見人受任調整会議
- 17日(水) 益田鹿足成年後見センター 定例会
- 18日(木) 益田アサヒほろにが会
- 19日(金) 司法書士法違反者調査
- 28日(日) ゆくはしシーサイドマラソン(福岡県行橋市)
- 30日(火) 学生のための法律教室 講師 (石見高等看護学院)

(3) 来月(2024年2月)の予定

- 2日(金) 島根県司法書士会 支部長会(Web)
- 4日(日) 島根県司法書士会吉賀町相談センター 無料法律相談 相談員 (吉賀町)  
島根県行政書士会益田支部 吉賀町行政書士相談 相談員 (吉賀町)  
島根県司法書士会 成年後見研修会
- 5日(月) 島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
- 11日(日・祝) 愛媛マラソン(愛媛県松山市)
- 14日(水) 益田市成年後見人受任調整会議
- 15日(木) 益田アサヒほろにが会
- 21日(水) 益田鹿足成年後見センター 定例会
- 27日(火) 島根県司法書士会 総合相談センター 電話法律相談 相談員

**当事務所の業務開始は1月5日(金)です。**

当事務所では12月29日(金)より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所(0856-22-2073)までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。